

小型機船底びき網漁業の制限措置等について

漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める次の小型機船底びき網漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 15 日

岩手県

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
手繰第 3 種漁業(貝、なまこけた網漁業)	貝、なまこ	第一種共同漁業権の免許区域内の海域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	制限なし	15 トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年8月1日（令和5年8月2日以降の場合は許可の日）から令和8年7月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の海域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(ウ) 魚類を採捕してはならない。（漁業協同組合の同意が貝類（又はなまこ）の操業に限られている場合は、「なまこ（又は貝類）及び魚類を採捕してはならない。」とする。）

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。